

# 令和4年度 京都市立藤ノ森小学校「学校いじめの防止等基本方針」

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組等により一部変更になることがあります。

## I 総則

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校・学級でも起こりうるものであり、また、すべての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

藤ノ森小学校では、一人一人の子どもを徹底的に大切に、学級経営を丁寧に行うことで、「いじめ」を未然防止していく。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」を徹底し、「いじめ」を絶対に許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨とする。道徳教育を充実・いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や未然予防につなげるとともに、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事件についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導をし、解決につなげることが重要である。いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

### (1) 《構成》

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・生徒指導部担当教員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

### (2) 《取組む内容》

- ・各学年・学級の児童の情報交換と課題の共有
- ・基本方針に基づく取組や計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・教育相談の計画、実施
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を知らせる。

### (3) 《開催時期》

・定例委員会は、基本的には毎月第3水曜日に開催（休日や行事等で変更する場合があります）。ただし、緊急対応時はこの限りではない。

### (4) 《児童生徒・保護者への周知方法》

- ・朝会でいじめ対策委員の紹介をする。
- ・ホームページで「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ア. 学習環境の整備

- ・学習に集中できるように全学級教室前方の掲示物を極力無くしたり、落ち着いて学習できるよう教室に余分な物を置かないようにしたりしている。
- ・毎月、児童会が目当てを立て児童朝会で呼びかけ、その後ポスターを掲示している。

#### イ. 授業改善

##### ① 一人一人の学力を最大限に伸ばす指導の推進

- ・学習規律の確立
- ・自己指導能力を高めるための三機能を意識

##### 【自己決定の場を与える】

自分たちで決まりや係活動等を決め、行動に責任をもつ。また自分の考えを相手にはっきりと伝えていく。特別活動（話し合い活動）をはじめ、学校教育すべての場で自己決定の場を設定していく。

##### 【自己存在感を与える】

自分は価値のある存在だと実感できる場を授業や生活の中で意図的につくっていく。活動の場を与えプラス評価をし、どのような発言も取り上げて大切にする。授業のどのような場面で、どの子どもを活躍させるか考え、子どもの特性を大切にしたい指導を行う。

##### 【共感的な人間関係の育成】

互いを尊重し合う態度の育成であり、ありのままの自分を語り、理解し合える人間関係を育てていく。

##### ② 基礎的・基本的な知識・技能の「習得」と「活用」

- ・漢字、計算力習得のための「前提テスト」の実施
- ・各教科（「京都市スタンダード」に基づく指導）において、知識・技能の習得と共に、実験・観察、レポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動の充実
- ・習得した知識・技能を活用し、言語活動を展開する中で、「思考力」「判断力」「表現力」等を育成
- ・板書とノート指導の充実
- ・家庭学習の充実に向けた学習予定表の工夫

##### ③ 問題解決的な学習と「探究」活動

##### ④ 言語活動の充実

##### ⑤ LD等支援が必要な児童の学力向上

## ウ. 道徳教育、人権教育の充実

- ・全教育活動を通して、公共心・公德心・感謝する心等の道徳性を養う活動
- ・道徳教育推進教師を中心に、「小学校道徳 生きる力」「夢いっぱい」を活用した「道徳の時間」の充実。
- ・休日参観日・人権参観日で、道徳の授業を公開し、保護者への啓発を行う。

## エ. 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・人権標語や人権スローガンの作成。
- ・人権標語をポスターにし、地域の商店や事業所への配布、掲示を通して啓発活動。
- ・1月に行う藤小タイムで、人権作文の発表をする。
- ・たてわり活動を通して、異学年の交流を深め、望ましい人間関係の育成と、協力して問題を解決する力の育成。
- ・PTA、児童会とともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・児童会主催で行う、学校のきまりの確認（朝会時）。

## オ. 児童生徒同士の絆づくり

- ・全教職員が、全学年の児童に積極的に関わっていく。よいところ・がんばっていることを認め、自尊感情を高める。そのことから、子ども同士も同じように他者と積極的に関わっていくことができるための手本になる。
- ・児童会活動の一つとして、たて割り活動を行い上級生が下級生の世話をする場面を意図的に設け、自己肯定感の向上につなげたり、仲間意識がより深まったりするようにする。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア. 日常の児童生徒に関する情報の共有

- ・全教職員が、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・共有された情報は、いじめ対策委員を通して全教職員で共有する。

### イ. 児童生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

- ・いじめアンケートを6月と11月に実施する。なお、4～6年生については、クラスマネジメントシートを7月と12月に作成する。
- ・学校評価アンケートを利用して、「いじめ」の兆候の早期実態把握を行う。

#### (イ) 教育相談の実施

- ・SC、SSWとの連携による教育相談。
- ・養護教諭が受け入れ態勢を整え、児童が気軽に、いつでも相談できるようにする。

## ウ. 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、児童・保護者に結果を知らせる。
- ・給食時間や休み時間に、担任が児童とともに過ごし、児童をしっかり観察し、児童の様子の小さな変化にも気づけるようにする。
- ・京都府警のOBによるいじめ防止教室
- ・情報モラル教育

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

#### ア. 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、迅速に「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

#### イ. いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・迅速な対応, 丁寧な聞き取り, 正確な事実関係の記録(被害の態様, 状況, 構造, 動機, 背景など)。
- ・組織的な対応(いじめ対策委員会を中心に)。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた支援・対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・被害児童及び加害児童の保護者との連携。
- ・学級, 学年等集団全体を見据えた指導。
- ・京都市教育委員会生徒指導課, 学校指導課へ第一報。
- ・事案によっては, 警察にも連絡。

※次ページのフローチャート図参照

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

### いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

### 組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- 情報共有を行い、聴き取り・支援体制を検討。(初期対応が早急に必要ときは、管理職の判断で初動を行う。一方で対策委員会の招集を図る。)

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応、「いじめ」の認知は、組織的に判断。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのか、丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録を作成しておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

心の通った指導

#### 【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童に「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を守る。必要に応じSC、パトナとの連携を図る。
- いじめを行った児童に、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、できる限り早い段階で関係児童(被害・加害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。家族からの聞き取りも行い、情報を整理する。被害児童の家庭には徹底的に寄り添う。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがあるなど、いじめ事案の内容により、教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪する場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめ解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導や支援の実施】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと(回復)
- ※面談等により確認し、解決判断は個人でなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

## ウ. インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

基本的には、4-(2)と同様に、対応を進めていく。特に、「ネット上のいじめ」に関しては、悪口の書き込みや個人情報の無断掲載などの場合、匿名であることが多い。加害児童の把握のため、人権に配慮した上で、書き込みの内容等から書き込みをした児童を可能な範囲で特定するとともに、トラブルの実態把握に努める。書き込みをした本人を特定できない場合には、被害児童及び保護者への心のケアに十分配慮する。また、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体で行い、「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させる。

## エ. 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・指導後、解消したように思えても本人の様子を見守ったり、様子を尋ねたりし継続した関わり・観察を行う。
- ・いじめに関する行為が3か月止んでいても、継続した観察と、周囲の児童の見守りをしっかりとしていく。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア. 内容 「いじめ防止基本方針の共通理解」

- 「いじめアンケートの実施」
- 「クラスマネジメントシートの作成」
- 「いじめアンケート結果を基にした研修」

イ. 実施時期 ・4月, 8月, 3月に行う生徒指導研修時に実施する。

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

### (1) 保護者・地域への情報発信, 啓発, 協同の取組

- ・学校だより・ホームページ等を通して、「藤ノ森小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、PTAや地生連との連携を図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。
- ・いじめの事案によっては、警察署との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問今日の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(学校が調査主体の場合)

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。

- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
  - ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。
- (京都市教育委員会が調査主体の場合)
- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査への協力。

## 6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

| 月  | 対策会議や校内研修等                                           | 未然防止に向けた取組や行事等                  | アンケートの実施や教育相談週間等                         | 保護者への啓発等                                                              |
|----|------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 4  | 校内研修「藤ノ森スタンダード」<br>「学校いじめ防止等基本方針」の共通理解<br>(いじめ対策委員会) | 朝会でいじめ対策委員会の紹介…教職員すべてがみんなの味方    | 前年度のいじめアンケートの情報伝達                        |                                                                       |
| 5  | いじめ対策委員会<br>職員会議<br>いじめアンケート実施に向けて<br>児童理解研修         | 憲法月間 1<br>年生を迎える会<br>人権スローガンの作成 |                                          | 「学校だより」にて<br>憲法月間に関わっての人権啓発<br>家庭訪問週間<br>学校運営協議会で「学校いじめ防止等基本方針」に関する説明 |
| 6  | いじめ対策委員会<br>クラスマネジメントシート実施に向けて                       |                                 | 第1回いじめ記名式アンケート実施(全学年)                    | PTA家庭教育学級<br>参観・懇談会                                                   |
| 7  | いじめ対策委員会<br>クラスマネジメントシート・いじめアンケート結果分析                | 5年 山の家宿泊学習                      | クラスマネジメントシート実施<br>(4~6年)<br>教育相談         | 個人懇談会                                                                 |
| 8  | いじめ対策委員会<br>生徒指導研修会(実践交流・いじめアンケートについて共通理解)           |                                 |                                          |                                                                       |
| 9  | いじめ対策委員会<br>学校評価の実施に向けて                              | 6年修学旅行                          | 学校評価の実施                                  | 自由参観                                                                  |
| 10 | いじめ対策委員会<br>いじめアンケート実施に向けて<br>学校評価の結果分析・共有           |                                 |                                          |                                                                       |
| 11 | いじめ対策委員会<br>クラスマネジメントシート実施に向けて                       | 人権標語募集<br>人権ウォークラリー             | 第2回いじめ記名式アンケート実施(全学年)                    | 人権標語募集による啓発<br>学校運営協議会で標語選定と学校評価の分析報告<br>人権に関わる授業参観・懇談会               |
| 12 | いじめ対策委員会<br>児童理解研修                                   | 人権月間                            | クラスマネジメントシートの実施                          | 個人懇談会                                                                 |
| 1  | いじめ対策委員会                                             | 藤小タイム                           |                                          | 自由参観<br>半日入学・入学説明会                                                    |
| 2  | いじめ対策委員会<br>クラスマネジメントシート・いじめアンケート結果分析                |                                 | 学校評価実施                                   | 学習発表会<br>懇談会                                                          |
| 3  | いじめ対策委員会<br>年間の取組の見直し(学校いじめ防止プログラムの見直し)              | 6年生を送る会                         | 次年度に向け、アンケート等の学年集計結果整理<br>アンケート原本の保存(5年) |                                                                       |